

昭和五十九年六月十九日提出  
質問 第二三三号

トマホーク実戦配備と非核三原則に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年六月十九日

提出者 稲葉誠一

衆議院議長 福永健司殿

トマホーク実戦配備と非核三原則に関する質問主意書

- 一 非核三原則を法律にしない理由は何か。
- 二 法律にしたとき運用の弾力性を失う等、国際政治の上で我が国に不利になることが考えられるか。
- 三 非核三原則中、「持たず」、「作らず」と「持ち込まさず」との間には質的・量的にウェートの差があるのではないか。  
即ち、「持ち込まさず」はその影響力において、前二者に比し軽いものではないか。
- 四 本年三月米海軍省のホステットラー巡航ミサイル計画部長は、米下院の軍事委員会で「ことし六月以降に核のトマホークの配備を開始」すると発言したことがあるのか。あるとすればその詳細な内容を明らかにされたい。

また、八五会計年度「米国防報告」、「軍事情勢報告」との記載における関連性はどうか。

五 米から事前協議があれば、これを拒否するとの一貫した日本の態度が米に伝えられている以上、日米安保の効果的運用の面からいつても米が事前協議を申し入れていること自体、核を積んでいることを認めたことになり、このことを世界に明らかにすることであるから、結局事前協議は無いということに論理上なるのではないか。

右を否定し、事前協議があり得るといふならいかなる場合に米からこれが提示されるのか。

六 昨年中日本に寄港した米原潜の延べ隻数はどれだけか。

特に、核トマホークが配備された可能性のあるロサンゼルス級核攻撃型原潜、スタージョン級の数及び内容を明らかにされたい。

七 昨年三月エンタープライズが佐世保に寄港した際、外相は駐日大使を呼び、非核三原則について念を押ししたと答弁しているが、具体的にいかなることをしたのか。

また、先方が核を積んでおりませんと答えたとき、それに対処するにはいかなる種類の対応の仕方があるのか。

八 核持ち込みは非核三原則に違反する点を除けば、日本にとっていかなる問題点があるのか。

九 トラテロルコ条約のごとき核不使用条約について、日本としてこの種条約締結を主張する考えはないか。ないとすればその理由、根拠は何か。

右質問する。